

## 京都府みらい戦略一括交付金交付要綱

### (趣旨)

**第1条** 知事は、地域の実情に応じた分権型社会を市町村と協働して構築し、市町村が住民ニーズを踏まえ戦略的、主体的かつ自立的に取り組む未来づくり（「以下「みらい戦略」という。）を推進していくため、市町村（京都市を除く。以下同じ。）、一部事務組合、広域連合、広域市町村圏等協議会、京都府市長会又は京都府町村会（以下「市町村等」という。）が実施する事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

### (交付金の交付対象事業)

**第2条** 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、市町村等がみらい戦略として、重点的に実施する独自の事業を軸とした次に掲げるいずれかのテーマにより作成するプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を構成するものであって、交付金の交付を受けようとする年度に実施するものとする。

- (1) 少子・高齢化
- (2) 地域産業の育成
- (3) まちの安心・安全
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市町村等のみらい戦略として適当であると認められるテーマ

2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業には、次に掲げる事業を含まないものとする。ただし、知事が特に必要と認めたものについては、この限りではない。

- (1) 他の府補助金等の交付を受ける事業
- (2) 過疎対策事業債及び辺地対策事業債を財源とする事業

### (交付対象経費)

**第3条** 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に要する経費から事業効果が市町村等のみらい戦略を推進するために直接資するものではないと認められる経費を除いた額とする。ただし、知事が特に必要と認めたものについては、この限りではない。

### (交付金の額等)

**第4条** 交付金の額は、市町村等の自主性を尊重しつつ、プロジェクトを構成する交付対象事業の交付基礎額（原則として、交付対象経費（特定財源を控除した後の額）の概ね2分の1を目安とする。以下同じ。）の合計額以内において決定し、プロジェクトに対し一括交付するものとする。

#### (プロジェクト調書の提出及び内示)

**第5条** 交付金の交付を受けようとする市町村等は、知事が別に定める期日までに別記第1号様式によるプロジェクト調書を提出しなければならない。

2 知事は、プロジェクト調書を受領したときは、当該プロジェクトの内容を審査し、交付金を交付することを適当と認める場合は、交付金の額の内示を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、前条に規定する交付金の額のうち、知事が別に定める指標に基づき算定した額について、市町村に対し、基礎交付額として、あらかじめ内示を行うものとする。

#### (交付申請)

**第6条** 規則第5条に規定する申請書は、別記第2号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

#### (流用)

**第7条** 交付された交付金は、プロジェクトを構成する交付対象事業の交付基礎額の合計額以内において、同一プロジェクト内の各交付対象事業間での流用を行うことができる。

2 市町村等は、前項の流用を行った場合は、速やかに報告しなければならない。

#### (変更の承認申請)

**第8条** 市町村等は、次に掲げる変更が生じたときは、速やかに別記第3号様式による申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 交付金の総額の増減

(2) プロジェクトの目的、内容等に影響を及ぼすと認められる事業の変更

#### (実績報告)

**第9条** 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、交付金の交付の決定があった年度の翌年度の4月15日までに、提出しなければならない。

#### (事後評価及び公表)

**第10条** 市町村等は、交付金が交付されたプロジェクトの自己評価を行い、その結果を知事へ報告しなければならない。

2 前項に規定する自己評価の様式及び報告期日は、知事が別に定める。

3 知事は、市町村等における交付金の充当状況及びその成果達成状況を公表するものとする。

#### (財産の処分の制限)

**第11条** 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

**(書類の提出)**

**第12条** この要綱の規定に基づき市町村等の長が提出する書類は2部とし、一の京都府広域振興局の所管区域を超えて実施される事業を除き、当該市町村等（向日市、長岡京市及び大山崎町を除く。）の主たる事務所の所在地の区域を所管する京都府広域振興局の長に提出するものとする。

**(交付金と地方債の適用関係)**

**第13条** この交付金は、地方債が活用できる事業については、原則として、当該地方債を充当した後の市町村等の負担額に対し充当するものとする。

**(その他)**

**第14条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成23年度分の交付金から適用する。